

資料 1

新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について

1 経緯

平成27年4月1日に新潟運輸支局から新潟県に自家用有償旅客運送の事務・権限が移譲され、当市において福祉有償運送を実施する場合、新潟県知事の登録を受けることとなりました。

この度の改正は、登録所管行政庁の変更に伴い、「新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針」に記載されている書類提出先及び書類の様式について変更するものです。

2 変更箇所

- ・ 書類提出先・・・・・・・・新潟運輸支局から新潟県へ変更
- ・ 提出書類の様式・・・・・・・・様式番号のみ変更
- ・ 経過措置・・・・・・・・平成19年9月30日まで認められていた経過措置について削除

3 関係資料

- ・ 協議1-2 新旧対照表（案）
- ・ 協議1（参考） 運営指針（案），指針記載様式